

# 令和5年第4回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和5年11月1日（水曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	飯野真有君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 3 >
- 日程第 3 報告第 1 9 号 専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて< P 4 >
- 日程第 4 報告第 2 0 号 専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 5 報告第 2 1 号 専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 6 報告第 2 2 号 専決処分の報告について〔令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）〕< P 6 >
- 日程第 7 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（里見が丘公園整備（幹線園路 3）工事請負契約の変更について< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 8 報告第 2 4 号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約の変更について）< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 9 議案第 7 8 号 橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約について< P 8 >
- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 9 号）< P 8 ~ P 1 1 >
- 日程第 1 1 議案第 8 0 号 令和 5 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）< P 1 1 ~ P 1 2 >
- 日程第 1 2 議案第 8 1 号 令和 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）< P 1 2 >
- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 令和 5 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 1 号）< P 1 2 ~ P 1 3 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） ただいまから、令和5年第4回足寄町議会臨時会を開会いたします。

### ◎ 町長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 町長 渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第4回臨時会の招集に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日から11月ということで、観測史上もっとも暑い夏も終わりました、すっかり涼しくなってきました。朝晩かなり冷え込んできております。新型コロナを始めとして、インフルエンザなどの感染症もまだまだあるようでありますので、体調には十分ご注意をいただければと思っております。

さて、8月の第3回臨時会の時に、本町の主要な畑作物の一つであります小麦が豊作ということで、他の作物も順調に生育して豊穰の秋を迎えられればということでお話をさせていただいたところでありますけれども、馬鈴薯はまあまあということでありましたけれども、その他の豆類、それからん菜、この辺りがかなり高温障害が出てきているということでもあります。酪農も高温により乳量が落ちているということもありまして、農業全体としては足寄町の基幹産業である農業全体としてかなり厳しい状況と伺っております。今後もこの推移を見守って行かなければならないという具合に考えているところでございます。

さて、本日も審議いただく議案でございますけれども、専決処分に伴います報告6件と橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約についてなどの議案5件を予定

してございます。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。本日よろしくお願いたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、8番細川勉君。9番川上修一君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

本日開催されました、第4回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に報告第19号から報告第24号までの報告を受けます。

次に、議案第78号から議案第82号までを即決で審議いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

#### ◎ 報告第19号

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 報告第19号専決処分の報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） 議案書1ページをお願いいたします。ただいま議題となりました、報告第19号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり、足寄町茂喜登牛104番地における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和5年10月11日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は、児童6名分2万5,800円及び相手方車両の損害額といたしまして18万1,837円。合わせて20万7,637円でございます。

2といたしまして、双方の当事者、事故発生の場所、日時等につきましては、別紙といたしまして、2ページから5ページまでに添付しております示談書及び損害賠償に関する承諾書に記載のとおりでございます。また、示談の成立に伴いまして、今後異議申し立て等をしていないことについて当事者の方々から誓約、承諾を得ているところでございます。

本件につきましては、本年の8月2日の第3回臨時会におきまして、児童6名分の損害賠償の額を定めることについて専決処分のご報告をしたところでございますが、この度、7月13日に取り交わしをいたしました承諾書記載の損害額に慰謝料の追加分が

生じたこと、また、相手方の運転手と車両の損害賠償額について示談が整いましたので、改めて専決処分のご報告をするものでございます。

5ページの右側をご覧いただきたいと思っております。

事故の概要につきましては、本年3月2日木曜日午後2時25分頃、足寄町茂喜登牛104番地先の町道中央植坂線におきまして、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転のスクールバスが、下校のため芽登小学校の児童11名を乗せて小学校を出発し、うち5名を途中下車させて走行していたところ、対向して来た車とすれ違うことができずに、相手方車両の右側面に接触し損傷を与えたほか、痛みを訴える児童がおりましたことから、念のため乗車していた児童6名を足寄町国民健康保険病院に搬送し、医師の診断を受けていただいたものでございます。その後におきましても全ての児童の健康状態に異常のないことを確認しております。なお、両者の運転手にも怪我はありませんでした。

事故の原因につきましては、見通しの悪い一車線の急カーブ区間で、双方ともに相手車両の発見が遅れたためでございます。

過失割合につきましては、足寄町の過失が60パーセント。相手方の過失が40パーセント。児童については、足寄町の過失が100パーセントでございます。

9ページに事故発生現場の見取図を添付しておりますので、ご参照願います。

今後も職員に対しまして、このような事故が起きないように車両運転時には細心の注意を払い、安全運転を心がけるよう指導して参りますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第20号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 報告第

20号専決処分<sup>1</sup>の報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） 申し訳ございません。先ほど報告第19号<sup>2</sup>で見取図について9ページと申しましたが、6ページでございました。申し訳ございません。

7ページをお願いいたします。ただいま議題となりました、報告第20号専決処分<sup>3</sup>の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり足寄町南5条6丁目40番地における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和5年10月11日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

損害賠償の総額は、2万8,950円でございます。双方の当事者、事故発生の場所、日時等につきましては、別紙として8ページに添付しております示談書に記載のとおりでございます。

また、示談の成立に伴いまして、今後双方とも異議申し立て等しないことについて誓約をしているところでございます。

8ページの右側をご覧ください。

事故の概要につきましては、本年4月21日金曜日午後1時47分頃、建設課車両室に勤務する職員運転の公用車が業務のため町道南川沿通を北西方向に走行中、南5条6丁目40番地に位置する丁字路交差点に差し掛かった際に、町道南5条通から走行してきた相手方運転の車両が、一時停止の標識を見落としたことに加え、接近してきた公用車にも気づかず、左折のため交差点へ進入してきたことから、公用車は相手方車両を回避できずに衝突したものでございます。

この事故により職員は首を痛め、加療が必要との診断を受けましたが、相手方運転

手に怪我はありませんでした。

事故の原因につきましては、相手方の運転手が丁字路交差点に進入する際に、一時停止の標識を見落とした上、安全確認が不十分だったこと、また職員が丁字路交差点から車両が出てくることを想定する意識が不十分であったためでございます。

過失割合につきましては、相手方の過失が85パーセント、足寄町の過失が15パーセントでございます。

9ページに事故発生現場の見取図を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

今後も職員に対しまして、このような事故が起きないように車両運転時には細心の注意を払い、安全運転を心がけるよう指導して参りますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第21号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第21号専決処分<sup>4</sup>の報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） 10ページをお願いいたします。ただいま議題となりました、報告第21号専決処分<sup>5</sup>の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり足寄町南6条3丁目1番地における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和5年10月11日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は、21万9,525円でございます。

2、双方の当事者、事故発生の場所、日

時等につきましては、別紙として11ページに添付しております示談書に記載のとおりでございます。

また、示談の成立に伴いまして、今後双方とも異議申し立て等をしないことについて誓約をしているところでございます。

11ページの右側をご覧いただきたいと思っております。

事故の概要につきましては、本年6月29日木曜日午後0時10分頃、足寄町南6条3丁目1番地先の町道南3丁目通において、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転のスクールバスが、校外学習を終えた児童を足寄小学校入口で下車させて、車両を発進させたところ、後方から走行してきた相手方が運転する車両の左側面に接触し損傷を与えたものであります。

なお、この事故で両者の運転手及び同乗者に怪我はありませんでした。

事故の原因につきましては、会計年度任用職員が後方の安全確認を十分に行わずに車両を発進させたためでございます。

過失割合につきましては、足寄町の過失が80パーセント、相手方の過失が20パーセントでございます。

12ページに事故発生現場の見取図を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

車両の交通事故ということで、3件のご報告となりましたこと、大変申し訳なくお詫びを申し上げます。以上でご報告を終わります。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

### ◎ 報告第22号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第22号専決処分の報告について、令和5年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第22号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年10月11日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

補正予算の内容について申し上げます。

14ページをお願いいたします。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第8号）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,336万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第19号から第21号でご報告いたしました、車両事故に伴います賠償金の歳出計上と、この財源であります自動車共済金、自動車事故賠償金を計上し、財源調整として財政調整基金を減額するものでございます。以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

### ◎ 報告第23号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第23号専決処分の報告について、里見が丘公園整備（幹線園路3）工事請負契約の変更についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第23号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定によ

り、下記のとおり令和5年10月4日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これをご報告するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

令和5年6月6日開会の第2回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき着工しました、里見が丘公園整備幹線園路3工事について、令和5年8月2日開会の第3回臨時会において、変更契約の専決処分の報告をさせていただきましたが、この度、立木処分等の数量が確定し、設計内容の一部に変更が生じたことから再度、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、里見が丘公園整備幹線園路3工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条の規定に基づくものでございます。これらの条項は、工事の発注者は現場の状況が施工条件と一致しないなどの事実を発見した場合は、工事監督員への報告を求め、発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更することについての規定でございます。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額5千105万1,000円を128万7,000円減額し、4千976万4,000円に変更するものでございます。

なお、減額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

## ◎ 報告第24号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 報告第24号専決処分の報告について、橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約の変更についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第24号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり令和5年10月6日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これをご報告するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

令和5年8月2日開会の第3回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手しました、橋梁長寿命化修繕、ポン沢橋・一の沢橋工事について、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕、ポン沢橋・一の沢橋工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第22条、第24条及び第25条の規定に基づくものでございます。これらの条項は、天候の不良や工事の受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、受注者と発注者が協議を行った上で、工期や契約金額を変更することについての規定となっております。

この度の契約変更は、必要資材の製造業者の納期遅延により工期の延長と、それに

伴う防寒養生等の施工が必要になったことによるものです。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額5千940万円を162万8,000円増額し、6千102万8,000円に変更するものがございます。

なお、増額分は変更金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものがございます。

契約の相手方に変更はございません。

工期につきましては、令和6年3月19日までと変更をしております。以上のご報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 議案第78号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第78号橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第78号橋梁長寿命化修繕、上利別幌内橋工事請負契約について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

令和5年10月23日足寄町財務規則に基づき、指定競争入札に付した橋梁長寿命化修繕、上利別幌内橋工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものがございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化修繕、上利別幌内橋工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は、7千480万円。

契約の相手方は、足寄町南6条7丁目80番地、株式会社勝建工業、代表取締役黒田勝氏でございます。

工期は、令和6年3月15日でございます。

21ページに位置図、22ページに平面図など施工計画図を添付しておりますのでご参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第78号橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第79号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第79号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第79号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千375万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,712万円とするものでございます。

歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、冬の生活支援対策事業といたしまして、扶助費600万円など合わせて621万9,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第4目スクールバス管理費、第10節需用費におきまして、機器等修繕料といたしまして、127万1,000円を計上いたしました。

第2項小学校費、第1目学校管理費及び第3項中学校費、第1目学校管理費におきまして、第14節工事請負費として学校施設空調設備整備工事といたしまして、3千410万円及び88万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出の主な説明は以上でございますが、令和5年10月の北海道最低賃金改定に伴い本町においても、会計年度任用職員の報酬の改定を行ったことから各費目において必要予算を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

8ページへお戻りください。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして831万9,000円を計上いたしました。

た。

第22款町債、第1項町債、第3目過疎対策事業債におきまして、学校施設空調設備整備事業債といたしまして3千490万円を計上いたしました。

3ページへお戻りください。

第2表繰越明許費1件をお願いいたしました。

第3表といたしまして、地方債補正変更1件をお願いいたしました。

以上で、議案第79号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出から始めます。

10ページから16ページ。

歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

はい。12番。

○12番（二川 靖君） 質疑というよりもですね、今回の9月の定例会の中で、学校に伴うエアコン等の設置ということで、お願いをしていた訳なんですけれども、当初は中々厳しいということで、第7次の総合計画の中ということで言われていたのかなというふうに思っておりますけれども、町長はじめ教育長の努力によってですね、今回の補正で学校、小中学校にエアコンが付くということですね、たぶん子どもたちも来年度から安心して学校に行き授業を受けれるということですね、一般質問をしたということからですね、このご尽力に対してお礼を申し上げたいというふうに思っております。大変ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

はい。9番

○9番（川上修一君） 今のエアコンの関

係で予算説明資料44ページなんですけども、足寄小学校普通教室7室、視聴覚室1室ですね。それで普通教室の方はこの7室で間に合うという判断なのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） はい。丸山教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。今回、早急にエアコンを設置してほしいという要望の中で、色々設置の仕方について学校と相談しながら協議させていただきました。

小学校につきましては、普通教室と職員室を中心にとということで今回計画したところでございます。ただ普通教室につきましては、その学年の児童数に応じてですね、学級数が1学級、2学級異なるということですが、今後の足寄小学校の児童数の推計をするとですね、いずれは1学級になってしまうということですので、今回は必要最低限の設置ということで7室ということにさせていただいて、それでも2学級の学年もあるものですから場合によってはですね、特別教室も活用しながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） はい。9番、川上議員。

○9番（川上修一君） 今後の児童数の減少を見越してなるべく経費をかけないでやり繰りしたいという観点から小学校と協議されたということですね。はい。分かりました。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

はい。10番、進藤議員。

○10番（進藤晴子君） 今のエアコンのことについてです。今後の児童数を見据えてということで、教室の数を少なくしたらしいですが、以前お話を伺った時に、もう少し金額がかかる、億はかかるというような話をされたかと思っております。その辺の説明

をお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） はい。丸山教育次長。答弁。

○教育次長（丸山一人君） 2年前の議会の時に、川上議員から一般質問でエアコン設置についてご質問いただいた時に、その当時は1億円近くかかるのではないかという答弁をしたというふうに記憶しております。校舎の隅々まで設置すればですね、その位かかるかなと思います。ただエアコンの台数だけでなく、エアコンというのはどうしても多くの電気がかかってしまうということで、多く設置すればそれだけ電気配線工事だとか、屋外のキュービクルの工事だとか、またそれ以後の維持管理費も多額の経費がかかるということで、お答えしたというふうに記憶しております。

今回につきましては、なるべく事業費を圧縮するためにですね、今の電気容量、そして電気契約の中でですね、出来る範囲ということで学校と協議しながら必要最小限の教室ということで設計して、この金額になったということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 次に3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費、1件。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく3ページ。

第3表地方債補正、変更1件。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番。矢野利恵子君。

○4番(矢野利恵子君) 賛成討論。17ページのところに本当に、小学校に空調設備が付くと。そして、中学校はまだだ。でも予算の関係でこのようになったと聞いていますので、次年度に向けて中学校の普通教室にも空調設備を付けてもらいたいという願いを込めてこの予算に賛成いたします。

○議長(高橋秀樹君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号令和5年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第79号令和5年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第80号

○議長(高橋秀樹君) 日程第11 議案第80号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長(金澤眞澄君) ただいま議題となりました、議案第80号令和5年度足

寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

19ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,743万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、本年10月に北海道の最低賃金が改定されたことに伴うものでございまして、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第80号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

24ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第81号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第81号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第81号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,298万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、本年10月に北海道の最低賃金が改定されたことに伴うものでございまして、歳入歳出予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第81号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

32ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第81号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第82号

○議長（高橋秀樹君） 日程第13 議案第82号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議題となりました、議案第82号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

35ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千422万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、本年10月に北海道の

最低賃金が改定されたことに伴うものでございまして、歳入歳出予算の内容につきまして、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第82号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

40ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第82号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これをもって、本

臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

令和5年第4回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員